

第7号議案

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月27日提出

中間市長 福田 浩

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年中間市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬及び期末手当」を「報酬並びに期末手当及び勤勉手当」に、「宿日直手当及び期末手当」を「宿日直手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第9条第1項第1号中「以下」の次に「この条においてこれらの日を」を加え、同条第3項中「第17条第2項」を「第17条第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項」に改める。

第22条を第24条とし、第17条から第21条までを2条ずつ繰り下げる。

第16条中「第9条」を「第9条第1項から第4項まで及び第6項」に改め、同条ただし書を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

第16条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条 第10条第1項から第3項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。この場合において、勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

第15条中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「第11条第1項本文」を「第12条第1項本文」に、「第10条」を「第11条」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1号中「第11条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条第2号中「第11条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第10条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第18条第1項に規定する基準日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ同項に規定する支給日に勤勉手当を支給する。

（1） 基準日に在職する者

（2） 基準日現在において任期が6か月以上である者

2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、当該任期の初日の前日まで本市の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）として任用されていた場合には、これらの任期を通算した期間（現在の任用まで連続して本市の会計年度任用職員として任用されていた場合は、当該連続した任用に係る任期を通算した期間）を前項第2号の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフル

タイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1項のフルタイム会計年度任用職員（前項の規定により第1項各号に該当するものとみなされる者を含む。）の勤勉手当基礎額に給与条例第18条第2項ただし書に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）
- 2 中間市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第11条第4項」を「第12条第4項」に改める。

中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬並びに期末手当及び勤勉手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当、期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第9条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条第1項に規定する支給日に期末手当を支給する。</p> <p>(1) <u>給与条例第17条第1項の基準日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）</u>に在職する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、<u>給与条例第17条第3項の規定により読み替えて適用する同条第2項の規定により</u>期末手当基礎額に乗じる率とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p><u>(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 この条例において「給与」とは、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては報酬及び期末手当をいい、同項第2号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては給料並びに通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>宿日直手当及び期末手当</u>をいう。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第9条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第17条第1項に規定する支給日に期末手当を支給する。</p> <p>(1) 給与条例第17条第1項の基準日（以下「基準日」という。）に在職する者</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 フルタイム会計年度任用職員の期末手当の支給率は、<u>給与条例第17条第2項の規定により</u>期末手当基礎額に乗じる率とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

第10条 次の各号のいずれにも該当するフルタイム会計年度任用職員には、給与条例第18条第1項に規定する基準日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ同項に規定する支給日に勤勉手当を支給する。

(1) 基準日に在職する者

(2) 基準日現在において任期が6か月以上である者

2 任期が6か月に満たないフルタイム会計年度任用職員が、当該任期の初日の前日まで本市の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満のパートタイム会計年度任用職員を除く。以下この項において同じ。）として任用されていた場合には、これらの任期を通算した期間（現在の任用まで連続して本市の会計年度任用職員として任用されていた場合は、当該連続した任用に係る任期を通算した期間）を前項第2号の任期とみなす。

3 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に規則で定める基準に従って任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の総額は、その者に所属する第1項のフルタイム会計年度任用職員（前項の規定により第1項各号に該当するものとみなされる者を含む。）の勤勉手当基礎額に給与条例第18条第2項ただし書に規定する割合を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第12条 (略)

2～4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第13条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第14条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員
第12条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日等の勤務時間(毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)第10条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。))及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。))の日数の合計に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を7時間45分に乘じて得た時間を乘じて得た時間をいう。)を減じたもので除して得た額
- (2) 基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員
第12条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計

第10条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の基本報酬)

第11条 (略)

2～4 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等)

第12条 (略)

(パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第13条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額を月額で定めるパートタイム会計年度任用職員
第11条第2項の規定による基本報酬の額に12を乗じて得た額を、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから休日等の勤務時間(毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成12年中間市条例第17号)第10条に規定する祝日法による休日(土曜日に当たる日を除く。))及び年末年始の休日(日曜日又は土曜日に当たる日を除く。))の日数の合計に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を7時間45分に乘じて得た時間を乘じて得た時間をいう。)を減じたもので除して得た額
- (2) 基本報酬の額を日額で定めるパートタイム会計年度任用職員
第11条第3項の規定による基本報酬の額を当該パートタイム会計

年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して
得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第15条 給与条例第6条及び第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条中「20日」とあるのは「中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第12条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定める者においては20日（同条例第11条に規定する報酬のうち基本報酬以外の報酬にあっては、その月分を翌月20日）、同項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定める者においては翌月10日」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第16条 給与条例第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第15条に規定する」とあるのは、「中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第14条に規定する」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第17条 第9条第1項から第4項まで及び第6項の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。この場合において、期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して
得た額

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の支給)

第14条 給与条例第6条及び第7条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条中「20日」とあるのは「中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第11条第1項本文の規定により基本報酬の額を月額で定める者においては20日（同条例第10条に規定する報酬のうち基本報酬以外の報酬にあっては、その月分を翌月20日）、同項ただし書の規定により基本報酬の額を日額で定める者においては翌月10日」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬の減額)

第15条 給与条例第11条の規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条中「第15条に規定する」とあるのは、「中間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第13条に規定する」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第16条 第9条の規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。ただし、期末手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

第18条 第10条第1項から第3項までの規定は、パートタイム会計年度任用職員（任期が6か月以上かつ1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。）について準用する。この場合において、勤勉手当基礎額の算定方法は、規則で定める。

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第19条 （略）

2 （略）

（会計年度任用職員の給与の特例）

第20条 （略）

（退職者の給与）

第21条 （略）

（給与の支払）

第22条 （略）

（給与からの控除）

第23条 （略）

（委任）

第24条 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償）

第17条 （略）

2 （略）

（会計年度任用職員の給与の特例）

第18条 （略）

（退職者の給与）

第19条 （略）

（給与の支払）

第20条 （略）

（給与からの控除）

第21条 （略）

（委任）

第22条 （略）